

地域密着型サービス事業者 様
居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護保険事業者指定（更新）手続きに係る手数料の納付方法変更について（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の運営に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、介護保険事業者の指定（更新）申請に対する審査については長岡市手数料条例に基づき手数料を徴収しております。

手数料の徴収方法については、これまで窓口で申請書をお預かりする際に現金でお支払いいただいていたりましたが、申請書類に押印が不要となったこと等を踏まえ、下記のとおり納付方法及び指定（更新）手続きに係る手順を変更することとしました。

年度途中の変更で大変申し訳ございませんが、御理解のほどよろしく願いいたします。

記

1 変更後の納付方法

納付書払いによる

2 指定（更新）申請までの流れ

別紙のとおり

※これまで更新に係る事前案内は行っておりませんでした。今後は、指定有効期間の満了を迎える事業所に対し、「更新のお知らせ」を送付いたします。

3 取扱いの変更日

令和4年4月1日から（ただし、7月更新分までは移行期間とし、現金納付も可能）

8月以降の更新申請については案内と一緒に意向申出書をお送りするとともに、納付書払いのみとさせていただきます。

4 留意点

意向申出書の提出をもって指定（更新）申請したことにはなりません。指定（更新）申請を受けようとする日の2か月前までに申請書を提出してください。

5 その他

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

担当 : 長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係
〒940-8501
長岡市大手通1丁目4番地10
電話 : 0258-39-2245 FAX : 0258-39-2278
E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp